

法人のお客さまの新規口座開設について

当 J A では、マネー・ローンダリング等の不正取引や金融犯罪を未然に防止し、安心して利用者に当 JA をご利用いただくため、新たに口座開設の申込みを行う法人のお客さまについては、令和 8 年 1 月 5 日（月）より、下記のとおり審査を実施のうえ、対応させていただきます。

記

1. 口座開設申込みの受付対象となるのは、当 J A の事業エリア内（東峰村、朝倉市、筑前町）に「本社」「営業所」等が存在する法人とします。存在しない場合は、原則口座開設をお断りさせていただきます。
2. 口座開設の審査に伴う確認事項および確認書類は、次のとおりです。
また、審査の過程で適宜、確認事項および確認書類を追加させていただくことがございます。

主な確認事項	確認書類
法人の名称	・登記事項証明書（発行後 6 か月以内） ・印鑑登録証明書（発行後 6 か月以内）
本店や主たる事業所の所在地	
法人の事業内容	・登記事項証明書（発行後 6 か月以内） ・定款
代表者および実質的支配者の 氏名・住所・生年月日	・代表者および実質的支配者の本人確認書類 （運転免許証、マイナンバーカード等）
来店者（取引担当者）の氏名・住所・生年月日	・来店者の本人確認書類 （運転免許証、マイナンバーカード等）
事業実態	・事業に必要な行政庁の許認可証 ・決算書類（新設法人であれば事業計画書等） ・会社案内（パンフレット等） ・取引先への提案書、見積書、契約書

※事業エリア外の法人のお客さまで、道の駅等への出荷代金振込を目的とした口座開設におきましては口座開設後、出荷することが確認出来る書類（例：出荷者カード等）が発行されましたら、後日当 JA へ提出いただきます。

3. 口座開設にかかる審査については、確認書類による事業内容・来店時のヒアリング内容および現地調査による所在地での事業実態の確認結果等を総合的に審査のうえ、口座開設可否の判断を行うこととし、口座開設に応じる場合は後日改めて来店を求めることとします。
また、当 J A による審査の結果、口座開設に応じられない場合がございます。
なお、口座開設可否の回答については、口座開設申込日より 1 ヶ月程度要します。

以上